

船橋市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成30年度から令和4年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和6年11月6日

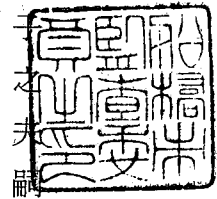
船橋市監査委員

同
同
同

栗
齋
浦
松

林
藤
田
橋

紀
弘
秀
浩



年度管理 番号	担当所属	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
65	公園協会 (アンデルセン 公園)	134	指摘	デンマークグッズの購入委託契約に係る物品購入手数料のような特殊な業務の積算方法について、具体的に定めた会計法令は存在せず、統一的な積算基準や作成方法を定めることは困難な一面がある。しかし、公園協会として経済性や効率性を伴った予算執行を確保するためにも、事前に委託業者から参考見積もりを徴取するだけでなく、種目別・細目別に積算された設計書を独自に作成する等、受託者から提示された物品購入手数料の合理性について検証されたい。	R1.11.18	令和2年度以降、デンマークグッズ購入に係る物品購入委託契約の受託者との取引は無かった。 また、同受託者から令和5年12月13日付けで令和6年度以降の契約は行わない旨の申し出があり、新たな契約を結ばないこととしたため、今後同様の事務を行う見込みが無くなった。	左記のとおり措置済み。